

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

APRIL 11TH 2018

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 国务院常务会议 さらなる企業負担軽減策を発表

【貿易・投資】

- 2017 年サービス貿易収支 赤字幅前年比 14%拡大
- 1-2 月の直接投資 対内は前年同期比+1.7% 対外は同+25.2%

【金融・為替】

- 2017 年中国対外債務残高 前年比 2,948 億米ドル増

■ RMB REVIEW

- やや弱含みを予想も通商摩擦の材料に注意

■ EXPERT VIEW

- 中国における並行輸入問題（商標権侵害の有無）

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆国務院常務会議 さらなる企業負担軽減策を発表

李克強首相は、4月4日開催の国務院常務会議で、企業からの費用徴収のさらなる軽減策を決定した。3月28日の同会議で決定した増値税の税率引き下げに続き、社会保険料の料率引き下げや行政サービス費用等の徴収見直しなどを実施し、税以外の部分でも企業の負担軽減を図る。

具体的には、2016年5月1日から2年間の時限措置として実施している基本年金保険の企業納付分の料率、失業保険、労災保険の料率の引き下げ^(注1)の期限を2019年4月30日まで1年延長、同じく2016年5月1日から2年間の期限で地域に実施を求めている住宅積立金拠出比率の引き下げを2020年4月30日まで延長、今年8月1日以降特許登録料等の費用の徴収を停止、また年間特許料の減額期間^(注2)の延長や、一般の工業・商業用電気料金の平均10%の引き下げなどの措置を挙げている。

今年の全人代の「政府活動報告」では、今後企業の経営コスト負担を大幅に削減することを強調し、企業の税以外の経営コスト削減目標額として年間計3,000億元を掲げているが、今回発表した一連の軽減策でこの目標を実現できるという。

(注1) 基本年金保険料の企業負担分の料率が20%を超える地域は20%に、同20%で条件に適合する地域は19%に引き下げ、失業保険料の企業・従業員合計の料率を1~1.5%に引き下げるなどを定めた措置。詳細については、本誌[2016年5月11日号のEXPERT VIEW](#)の解説をご参照下さい。

(注2) 2016年9月1日より実施されている特許関連徴収費用の減額を定めた財政部等の通知については、本誌[2016年8月17号のEXPERT VIEW](#)の解説をご参照ください。

【貿易・投資】

◆2017年サービス貿易収支 赤字幅前年比14%拡大

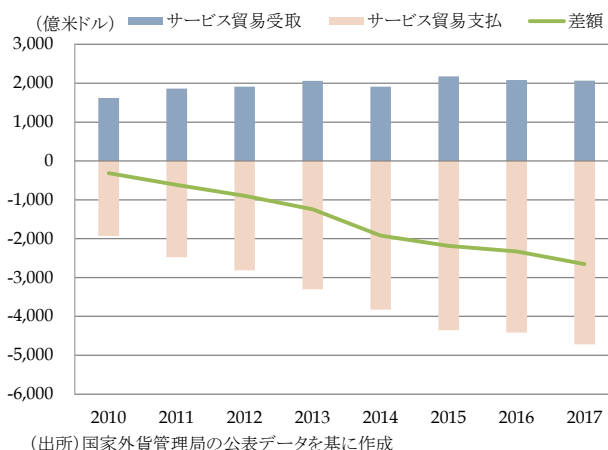
国家外貨管理局が3月29日に発表した「2017年中国国際収支報告」によると、2017年のサービス貿易収支は2,654億米ドルの赤字を計上し、赤字幅は前年比14.0%拡大した。うち、サービス貿易の受取は同▲1.0%の2,065億米ドル、支払は同+7.0%の4,719億米ドルとなった。

項目別にみると、旅行が2,251億米ドルの赤字で、赤字幅は前年比+9.0%となった。所得水準の上昇に伴う海外旅行・留学の増加により、赤字が拡大傾向にあり、サービス貿易収支の最大の赤字項目となっている。次いで赤字額の大きい項目は輸送で561億米ドルの赤字を計上し、赤字幅は前年比+20.0%と大幅に拡大した。

2017年の貨物輸入の増加に伴う輸送費用の支払が増えた為としている。また、知的財産権使用料については、受取が前年比+310.0%の48億米ドル、支払が前年比+20.0%の287億米ドルと共に大幅に増加したが、特に受取の伸びが著しかった。

国・地域別にみると、サービス貿易額の多い相手国・地域の上位5位は、香港、米国、日本、英国、オーストラリアとなった。また、サービス貿易赤字の大きい相手国・地域の上位5位は、米国、香港、オーストラリア、カナダ、日本だった。

＜サービス貿易収支の推移＞



◆1-2月の直接投資 対内は前年同期比+1.7% 対外は同+25.2%

商務部は3月14日と29日に、対内・対外直接投資の統計データを発表した。

＜対内直接投資＞

2月の対内直接投資(除く金融業)について、新規設立の外資企業数は前年同月比+97.4%の3,651社、対内直接投資額(実行ベース)は同+3.2%(1月:同+0.6%)の89.9億米ドルとなった。

1-2月の累計では、新規設立の外資企業数は前年同期比+129.2%の8,848社、対内直接投資額(実行ベース)は同+1.7%の210.6億米ドルとなった。

1-2月の国・地域別では、日本からの直接投資が前年同期比+9.4%^(※)(1月:前年同月比▲27.1%^(※))の5.8億米ドルと増加。米国からは同+58.6%^(※)の4.6億米ドル、ASEANからも同+80.0%の11.5億米ドルと大幅に増加した一方、EUからは同▲33.3%の11.8億米ドルと減少した。また「一帯一路」地域からの投資額は同+78.8%の12億米ドルと大きく伸びた。^(※)商務部発表の対内直接投資額に基づき当行が計算。

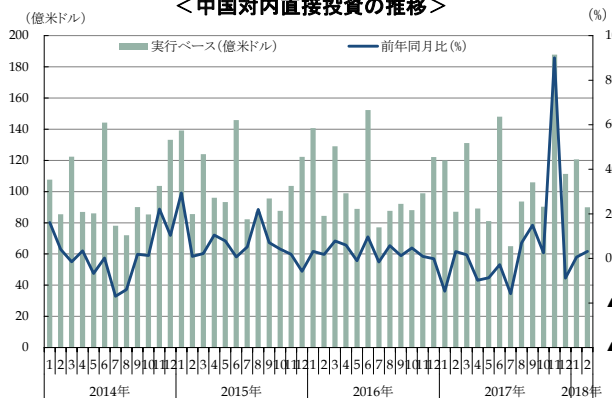
業種別では、製造業への投資が前年同期比+24.7%(1月:前年同月比+27.0%)の62.6億米ドルと増加した一方、サービス業への投資は同▲6.1%(1月:前年同月比▲9.6%)の145.7億米ドルと減少した。

＜対外直接投資＞

2月の対外直接投資(除く金融業)は前年同月比+5.1%^(※)の60.2億米ドル^(※)と、4ヶ月連続で前年同月を上回った。1-2月の累計では前年同期比+25.2%(1月:前年同月比+39.7%)の168.2億米ドルとなった。^(※)商務部発表の対外直接投資額に基づき当行が計算。

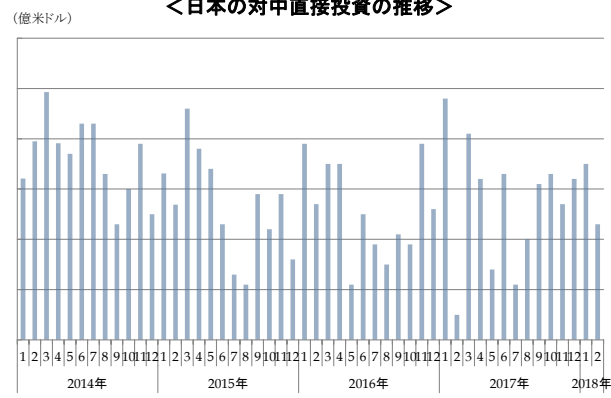
1-2月の国・地域別では「一帯一路」地域向けの投資額が前年同期比+20.1%(1月:前年同月比+50.0%)の21.5億米ドルと、伸び率は前月より縮小したもの、増加が続いている。産業別構成比では、採鉱業向けが25.9%、リース・商業サービス業が17.8%、製造業が16.3%、情報通信・ソフトウェア・情報技術サービス業が同+8.0%と、対外投資の主要産業となっている。

＜中国対内直接投資の推移＞



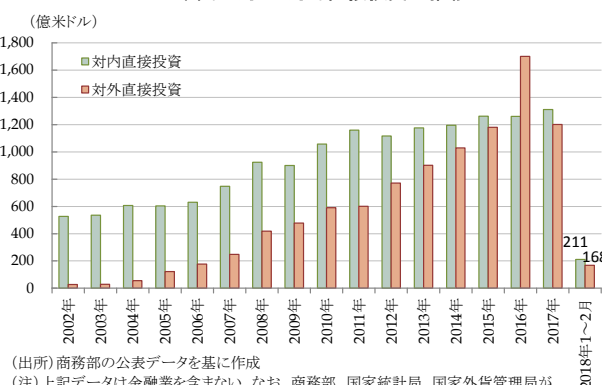
(出所) 商務部の公表データを基に作成

＜日本の対中直接投資の推移＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

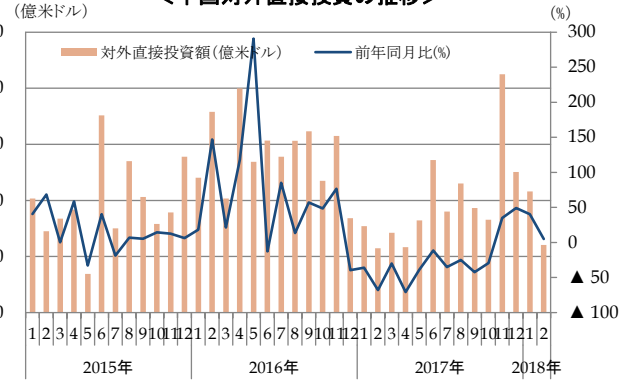
＜中国の対内・対外直接投資の推移＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

(注) 上記データは金融業を含まない。なお、商務部、国家統計局、国家外貨管理局が共同で発表した「2015年度対外直接投資統計公報」(金融業を含む)によると、2015年は対外直接投資が対内直接投資を上回った。

＜中国対外直接投資の推移＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

(注) 前年同月比は、商務部発表の対外直接投資額に基づき当行が計算

【金融・為替】

◆2017 年中国対外債務残高 前年比 2,948 億米ドル増

国家外貨管理局の3月29日の発表によると、2017年末の中国対外債務(外債)残高は前年比2,948億米ドル増の1兆7,106億米ドルとなった。

期間別では、短期外債が1兆990億米ドルと全体の64%を占め、中長期外債が6,116億米ドルと全体の36%を占めた。また、短期外債の38%は実需を伴う貿易信用だった。

部門別では、広義の政府が1,687億米ドル(構成比10%)、中央銀行が234億米ドル(同1%)、預金取扱機関が8,455億米ドル(同49%)、直接投資が2,175億米ドル(同13%)、その他が4,555億米ドル(同27%)となった。

通貨別では、人民元建が全体の33%を占め、外貨建(SDRを含む)67%の構成比は、米ドル建が82%、日本円建が2%、ユーロ建が9%となった。

同局は2017年の外債残高の増加について、クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理制度^(※)の改善により、国内企業の海外からの借入の利便性が向上したことや、中国本土と香港間の債券相互取引(「債券通」)の解禁により、海外投資家が保有する国内債券の規模が拡大したこと等を要因として挙げた。

(※) 企業の純資産を基準に企業毎の外債枠を設定し、外債の借入期限・種類・通貨のリスク度合いに応じて企業の外債残高を管理する手法。

＜中国対外債務残高の推移＞

項目		2015年末		2016年末		2017年末	
		金額 (億米ドル)	構成比 (%)	金額 (億米ドル)	構成比 (%)	金額 (億米ドル)	構成比 (%)
対外債務残高		13,830	100	14,158	100	17,106	100
期間別	短期	9,206	65	8,709	61	10,990	64
	(貿易与信)	-	(48)	-	(48)	-	(38)
	中長期	4,956	35	5,498	39	6,116	36
部門別	広義の政府	1,114	8	1,239	9	1,687	10
	中央銀行	430	3	555	4	234	1
	銀行	6,120	43	6,042	42	8,455	49
	直接投資(親子間・対関連会社債務)	1,894	16	2,045	15	2,175	13
	その他	4,272	30	4,277	30	4,555	27
通貨別	人民元	6,567	46	4,877	34	5,692	33
	外貨(SDRを含む)	7,595	54	9,330	66	11,414	67
	(米ドル)	-	(80)	-	(82)	-	(82)
	(日本円)	-	(4)	-	(3)	-	(2)
	(ユーロ)	-	(7)	-	(7)	-	(9)

(出所) 国家外貨管理局の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆やや弱含みを予想も通商摩擦の材料に注意

今週(4/2～)のオンショア人民元(以下、人民元)の対ドル相場は、週初 2 日に 6.2675 と先週末終値から人民元高方向で寄り付き、週間高値 6.2670 をつけた。その後、週後半 5 日、6 日の清明節の連休を控え、市場参加者が大規模なポジション構築を控える中、総じて緩やかな人民元安方向に推移。連休前最後の取引日となった 4 日に週間安値 6.3110 をつけ、終値 6.3027 で引けた。週後半のオフショア人民元(CNH)の対ドル相場も緩やかな下落が続き、本稿執筆時点では 6.3 近辺で推移している。

今週の人民元相場は対ドルで下落し、先々週 3 月 22 日の米国による制裁関税発動のニュースを切っ掛けに 3 月 27 日につけた年初来高値(6.2418)から反落する流れが続いた。ドルが小幅に上昇したことに加え、人民元通貨バスケット指数(名目実効レート)が反落したことが背景だ。同指数は、中国当局が望ましいとみていると当方が推測している、2016 年後半以降に形成したレンジの上限付近から、先週より上放れ始めたかのような推移がみられていたが、今週は一先ず反落した。後述の通り、今週も米中通商摩擦関連の続報が相次ぎ、グローバルにも市場の材料となった。度々指摘しているように、人民元通貨バスケット指数のさらなる上昇は、通商問題が中国人民銀行の人民元通貨政策に影響を与え始めた可能性を警戒させるものだ。しかし、現在両国は通商問題に関して水面下で交渉中であり、中国にとって米国との交渉のカードとなり得る人民元通貨政策の修正が足元のタイミングで始まるとは考え難い。現地市場参加者からも、こうした同指数の上昇は、市場で通商摩擦を材料にしたドル買い人民元売りのポジションが造成された影響が大きいのではないかとの声も聞かれている。引き続き同指数は当面上述のレンジ上限付近、かつ 2 月につけた直近高値の手前でレンジ色強い推移を辿るとみておきたい。

既に報道されている通り、米中通商摩擦は今週も新たな動きがあった。4 月 3 日に米通商代表部(USTR)が、中国の知的財産権侵害への制裁措置として、通商法 301 条に基づく制裁関税適用を検討する中国からの輸入品リストを公表した。先月 22 日にトランプ大統領が大統領令に署名し、15 日以内に対象リスト案を公表するとしていたことに基づくものだ。対象は約 1,300 品目、500 億ドル相当で、主なものとしては、航空機、情報・通信機器、産業用ロボット、生産機械などがある。USTR は、対象商品は、中国当局が先端技術産業の主導権を奪取すべく挺入れを図っている産業の商品で、かつ米国経済への影響を最小化できるものを基準に選定したとしている。一方の中国当局も、翌 4 日に対抗措置として、米国からの輸入品 106 品目、500 億ドル相当に制裁関税を賦課すると発表した。

米国は 6 月頃までに制裁関税を賦課するかも含めて最終決定を行なうとしており、それまでに米中の中で、制裁関税を避けるための代替措置での合意を目指して水面下の交渉が行なわれる。中国サイドは、基本的に米国による措置以上の対抗措置は取っておらず、最低限の対抗措置を提示して交渉力を確保しつつ、最終的には影響の小さい措置での合意を望んでいるようだ。米国サイドでも、今週ロス商務長官が米中は交渉で妥結することが可能だとの趣旨の発言をするなど、可能であれば落としどころを探る動きもみられている。今週はこうした両サイドが歩み寄りの余地も模索していることが垣間見られたことが、市場の緊張を緩和した面もあったようにみえる。もっとも、そもそも米国は対中貿易赤字を 1,000 億ドル削減するよう求めており、500 億ドル相当の輸入品への課税のみでは達成できないことを考えると、最終的にどのような着地点に落ち着くかはまだ予断を許さない。実際東京時間 6 日朝方にはトランプ大統領が USTR に対して、追加で 1,000 億ドルの中国からの輸入製品への追加関税賦課の検討を指示したと報じられている。米韓 FTA の修正合意では、通貨安誘導を禁止する取り極めが合意されたと報道されており、米国が中国に対して同様に通貨政策を絡めた交渉を行なってきたか、人民元相場をみる上で注目材料となる。

MUFG BK CHINA WEEKLY (April 11th 2018)

3月31日発表(国家統計局)の3月分製造業・非製造業 PMI 指数は、それぞれ 51.5、54.6 と事前予想(それぞれ 50.6、54.6)を上回る(非製造業指数は横ばい)と共に、旧正月の影響もあり比較的大きく落ち込んでいた前月分(それぞれ 50.3、54.4)から回復。引き続き景気が安定していることを確認する内容となった。

来週連休明けの人民元オンショア市場は 9 日から取引が再開される。今晚の雇用統計次第の面もあるが、足元ドルの方向感が見極め難く、通商摩擦関連の緊張感にやや一服感が浮上している中、来週の人民元は、今週通貨バスケット指数ベースで上昇一服した流れが続き易く、対ドルで弱含み易いとみる。但し、仮に今朝方のトランプ大統領による制裁関税に対する追加措置などを材料に、通商摩擦問題への注目が再び大きくなった場合は、人民元通貨政策への影響が意識されるなどし、人民元が対ドルで盛り返す材料となろう。

(4月6日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	前日比
2018.04.02	6.2675	6.2670~ 6.2838	6.2803	0.0070	5.9099	-0.0040	0.80051	0.0011	7.7448	0.0061	2.8200	3313.40	-5.43
2018.04.03	6.2845	6.2812~ 6.2908	6.2844	0.0041	5.9235	0.0136	0.80046	-0.0001	7.7403	-0.0045	2.5000	3284.65	-28.76
2018.04.04	6.2895	6.2846~ 6.3110	6.2999	0.0155	5.9388	0.0153	0.80266	0.0022	7.7523	0.0120	2.7500	3279.84	-4.81

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

中国における並行輸入問題（商標権侵害の有無）

<要旨>

- 並行輸入による商標権侵害の有無について、中国商標法、その関連法規、及び司法解釈等には現時点において明確な規定はない。
- 並行輸入による商標権侵害の有無について、中国商標法に関する伝統的な理論では、権利消尽論により並行輸入の適法性を判断すべきであると考えられてきたが、現在の中国の司法実務では、権利消尽論に束縛されることなく、①中国国内の商標権者の信用を毀損しているか、②並行輸入商品が海外商品と同一性を有するか、③中国国内商標の機能に対し減損をもたらしているかを検討、考量した上で、並行輸入が適法性を有するか否かを判断する傾向がある。

1. はじめに

並行輸入（国内における知的財産権者以外の者による、海外からの真正品（海外で適法に製造、販売された商品）の輸入）による商標権侵害の有無は、日本を含む各国で論点とされています。形式論からすれば、商標権は、各国ごとに認められる権利であるため、海外では真正品とされるものであっても、国内の商標権者の許諾を得ない限り、商標権侵害に該当しうることになりますが、日本でもこのような単純な形式論によって結論が下されるわけではありません¹。

中国においても、海外の商品を好む消費者が多いため、海外の真正品を購入して中国国内に輸入し、中国の消費者に販売する企業又は個人が増えています。このことに伴い、並行輸入の問題も頻発するようになっていきます。本稿では、この問題についての中国の議論及び司法実務の状況をご紹介します。

2. 中国における並行輸入に対する法令上の規定及び議論状況

まず、並行輸入による商標権侵害の有無について、中国商標法、その関連法規、及び司法解釈等には現時点において明確な規定はありません。

次に、並行輸入による商標権侵害の有無については、理論上の争いが存在し、中国商標法に関する伝統的な理論では、権利消尽論により並行輸入の適法性を判断すべきであると考えられてきました。この権利消尽理論とは、商標専用権の保有者又はその許諾を受けた第三者が商品を最初に市場に投入した際に、

¹ 日本では、いわゆるフレッドベリー並行輸入事件（最判平成15年2月27日民集57巻2号125頁）において、最高裁は、並行輸入について「許諾を受けない限り、商標権を侵害する（商標法2条3項、25条）」としつつも、①当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、②当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、③我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合との三つの要件を挙げた上で、これを満たす場合には、並行輸入は商標権侵害としての実質的違法性を欠くとの判断を示しています。

その商標専用権者の商標権は消尽し、当該商標を付する商品の再販売、転売、処理等の行為に対する支配権を喪失してしまい、商標専用権者はその商標専用権を拠り所として商品の自由な流通を阻害することはできないというものです²。もっとも、この権利消尽論はその必要性及び一定の合理性はあるものの、商標の機能を重視していないために、案件によっては妥当な結論を導くことができないとの限界が存在します。

3. 並行輸入による商標権侵害紛争における中国の司法実務

上記 2 で述べた限界もあり、並行輸入に関する中国の司法実務では、権利消尽論に束縛されることなく、①中国国内の商標権者の信用を毀損しているか、②並行輸入商品が海外商品と同一性を有するか、③中国国内商標の機能に対し減損をもたらしているかを検討、考量した上で、並行輸入が適法性を有するか否かを判断する傾向があります。以下ではこれらの基準を体現する二つの事例を取り上げます。

(1) 事例 1

本件では、世界的に著名なタイヤメーカーの A 社が、中国の登録商標である「A 社の英文社名」の商標専用権を有しているところ、中国の個人 B らが A 社の許諾なく無断で、A 社が日本の工場で製造したタイヤを輸入して中国国内で販売したため、A 社の商標専用権を侵害しているか否かとの紛争が生じました。

本件の裁判所(長沙市中級人民法院)は、伝統的な理論、即ち権利消尽論を利用して判断することをせず、並行輸入行為が商標専用権者の商標専用権の利益を損ねたか否かを前提として判断を行うとしました。その上で、裁判所は、「法に基づき 3C 認証を受けるべきであるが認証を受けていないこれらの自動車タイヤ製品には、安全上の隠れた瑕疵が存在する恐れがあり、中国の強行規定に違反している」、「原告の利益の点から言えば、原告の許諾なく、原告の商標を付した安全性の保障のないタイヤを中国において販売すると、これらの販売行為自体が原告の許諾を経っていないにも関わらず、これに起因する交通事故又はその他の民事紛争の法的結果及び製品に対する否定的な評価はいずれも、製品に表示される『A 社の英文社名』の商標を通じて、商標権者である原告が受けることになる。また、必ず強制認証を受けなければならないタイヤ製品が、3C マークなしで『A 社の英文社名』の商標を表示して市場に流入すると、同様に、原告の商標の信用を損なうことになる」と判断しました。

そして、結論として、裁判所は、「商標は商品のそれぞれの供給源を区分するマークであり、商品の品質を保証し、及び商品提供者の信用を表明する役割を有する。上記の機能及び役割に対する損害は商標権侵害を構成する」と判断して、B らの並行輸入は A の商標専用権を侵害すると判断しました。

² 翟曉巍「商標の並行輸入と権利消尽論」(石河子大学学报(哲学社会科学版)第27卷第6期、2013年12月、65頁)

(2) 事例 2

本件では、外国企業 X 社が中国の登録商標「X」の商標専用権を有し、Y 社は X 社が中国において設立した 100%出資子会社であり、Y 社は X 社の許諾を受けて「X」商標について中国国内における排他的許諾使用权を有していました。また、Y 社は X 社の許諾を受けて、日本製の「X」商標を付した紙オムツについて中国国内における唯一の輸入業者であり、唯一の総代理店でもありました。中国企業の Z 社は X 社の許諾を受けずに無断で、「X」商標の付いている日本製の紙オムツを日本から輸入して中国国内で販売したため、X 社の商標専用権及び Y 社の排他的商標許諾使用权を侵害しているか否かという紛争が発生しました。

本件の一審裁判所(天津市滨海新区人民法院)及び二審裁判所(天津市中級人民法院)も権利消尽論を利用して判断することをせず、以下の二点から、Z 社の並行輸入行為が商標権侵害を構成するか否かについて総合的な判断を行い、結論として、並行輸入による商標専用権及び排他的商標許諾使用权の侵害を認めませんでした。

ア 並行輸入商品と国内生産販売商品に実質的な差異が存在するか(同一性を有するか)

X 社、Y 社は、並行輸入された紙オムツと中国国内で生産販売されている紙オムツに実質的に差異が存在することを説明するため、尿吸収不能量指標検査データを提出しましたが、両者の尿吸収不能量指標に差異は存在するもののいずれも中国の紙オムツ(シート、パッド)の国家基準に適合するため、裁判所は、既存の証拠では両者に実質的な差異が存在し、「X」商標に対する消費者の期待及び信頼に十分に影響を与えることを十分に証明できないと判断しました。

イ 並行輸入商品が商標の識別機能の破壊をもたらしているか

裁判所は、「商標の基本的な機能はその識別性、即ち商品又はサービスの供給源を区分することである」、「商標権の侵害行為の本質的な特徴は、商標の識別機能の破壊であり、これにより、関連公衆をして商品又はサービスの供給源に対し誤認を生じさせ又はその供給源と登録商標の商品とに特定の関係が存在すると認識させることである」とした上で、「本件における並行輸入された『X』商標の付いている係争紙オムツ製品は X 社が適法に日本市場に投入した製品であり、そこから中国に輸入されても、製品のもともとの状況には変更はなく、即ち、購入するか否かという消費者の決定に対して影響を与える要素に変化はなく、…商品の供給源に対する消費者の混同及び商品の信頼度に対する破壊を十分に生じてはいない」と判断しました。

(3) 小括

上記の二つの典型的な事例が示す、①中国国内の商標権者の信用を毀損しているか、②並行輸入商品が海外商品と同一性を有するか、③中国国内商標の機能に対し減損をもたらしているかとの基準は、商用専用権が権利消尽しているか否かとは、必然的な関係はありません。よって、現在の中国の司法実務では、権利消尽理論を採用しなければならないという考えに束縛されることなく、直接に商標の基本的な機能という角度から切り込み、並行輸入の適法性を判断する傾向にあるといえます。

4. おわりに

以上のとおり、現在の中国の司法実務では、たとえ商標専用権者の許諾を得ていなくても、上記で掲げたような基準を満たす並行輸入は商標専用権侵害行為と判断されない可能性があります。よって、日本企業又は在中日系企業が中国の並行輸入業者の商標権侵害責任を追及しようとする場合、上記①～③の基準に重点を置いて検討しなければなりません。また、仮に在中日系企業が並行輸入業務を行おうとする場合も、同様に上記①～③の基準に重点を置いて検討し、商標専用権者の商標権を侵害しないようにする必要があります。

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 鄭 郁

～アンケート実施中～
(回答時間:10 秒。回答期限:2018 年 5 月 11 日)
<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZlJ6Qe>